

大阪府ユニバーサルデザイン推進指針

令和8年（2026年）3月
（平成30年（2018年）6月制定）

大阪府

目次

1.	はじめに.....	1
2.	ユニバーサルデザインとは.....	1
3.	大阪をとりまく現状.....	3
4.	府におけるユニバーサルデザインの取組.....	9

(参考)

- ・大阪府ユニバーサルデザイン施策一覧
- ・大阪・関西万博を踏まえたユニバーサルデザイン推進に係る取組
- ・大阪・関西万博取組事例集

1. はじめに

今日、誰もが暮らしやすく、訪れやすい、そして誰もが活躍できるまちづくりを実現するための手法として、「ユニバーサルデザイン」という概念が、広く普及しています。この概念は、「心のやさしさや思いやり」の精神に基づくものであり、すべての人に利用しやすい製品や環境を提供するというハード面での配慮にとどまらず、いわゆる「心のバリアフリー」をも包含するものです。

誰もが暮らしやすく、訪れやすい、そして誰もが活躍できるまちづくりは、これまでも行政のめざすところであり、大阪府（以下「府」という。）においては、「ユニバーサルデザイン社会・大阪」をめざし、平成 30 年（2018 年）6 月に「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」を策定し、この指針に基づき「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインのまちづくり」を柱に各種施策を推進してきました。

その後、平成 30 年（2018 年）12 月にユニバーサル社会実現推進法が施行されたことにより、ユニバーサル社会の実現に関して、地方公共団体の責務が位置付けられ、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することとなりました。

また、令和 7 年（2025 年）4 月から 10 月にかけて、2025 日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）が開催され、「いのち輝く未来社会のデザイン」のテーマの下、各種ガイドライン等に基づき、すべての人が大阪・関西万博に参加できるよう会場内外で行われました。こうしたレガシーのほか、平成 30 年（2018 年）の本指針策定後の経過も踏まえて、今般、本指針を改定することとしました。

2. ユニバーサルデザインとは

（1）研究における考え方

ユニバーサルデザインは、1980 年代にアメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏が提唱した考え方です。同氏の考え方を明確にするため、「ユニバーサルデザインの 7 原則」が取りまとめられています。

【ユニバーサルデザインの 7 原則】

ユニバーサルデザインとは・・・

改善または特殊化された設計の必要なしで、最大限可能な限り、すべての人々に利用しやすい製品と環境のデザイン。

- 原則 1：誰にでも公平に利用できること
- 原則 2：使う上で自由度が高いこと
- 原則 3：使い方が簡単ですぐわかること
- 原則 4：必要な情報がすぐに理解できること
- 原則 5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- 原則 6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- 原則 7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

それぞれの原則の下に、原則に沿ったデザインをするための簡潔な方向付けを示す「定義」及び、原則に忠実であるために必要とされる要件である「ガイドライン」が示されている。

また、「ユニバーサルデザインによる完全参加の実現（第1版）」（2009年6月 欧州評議会（Council of Europe）※発行）によると、ユニバーサルデザインは、「なるべく迎合や特殊な対応を要せず、最大限に自立し、可能な限り自然な状態で、誰もが等しく接し、理解できる、異なる環境、製品、意思伝達、情報技術の構成とデザインを作るための戦略」であり、「単に障がいがある人がアクセスしやすい建物かの問題以上の広がりを持つ概念で、社会の全ての側面において計画され、政策の一部に組み込まれるべきもの」とされています。

※欧州評議会（Council of Europe）：人権、民主主義、法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関として、1949年フランスのストラスブールに設立されました。（外務省ホームページより）

（2）国における考え方

わが国においては、平成14年（2002年）12月に閣議決定された障害者基本計画において、初めてユニバーサルデザインの定義が示され、その後の、平成17年（2005年）7月に国土交通省が策定したユニバーサルデザイン政策大綱や、平成29年（2017年）2月に関係閣僚会議で決定されたユニバーサルデザイン2020行動計画においても、この定義が踏襲されました。

また、平成30年（2018年）12月に、ユニバーサル社会の実現に向け、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としたユニバーサル社会実現推進法が公布・施行されました。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会のレガシーとして共生社会の実現に向け、令和2年（2020年）5月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法という。）が改正され、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策について強化されました。

【障害者基本計画】（平成14年（2002年）12月）

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

※バリアフリーとは、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

【ユニバーサル社会実現推進法】（平成 30 年（2018 年）12 月）

ユニバーサル社会とは、障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいう。

3. 大阪をとりまく現状

（1）ユニバーサルデザインに関連する社会背景

① 障がい者の自立と社会参加に向けた動き

平成 23 年（2011 年）8 月に、障害者基本法の改正が行われ、障がい者の定義を、障がい（機能障がい）のみで捉えるのではなく、社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）という社会との関係性において捉えることや、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がされなければならないとの規定が設けられました。また、平成 25 年（2013 年）には同法に「差別の禁止」が基本原則として規定されました。

これを受けて、平成 28 年（2016 年）4 月には、障がいを理由とする差別をなくすことで、誰もが暮らしやすい共に生きる社会をつくることをめざした障害者差別解消法が施行されました。

なお、令和 3 年（2021 年）5 月に障害者差別解消法が改正され、これまで努力義務とされていた事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が令和 6 年（2024 年）4 月から義務化されました。

このほか、国においては、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法（令和 4 年（2022 年）5 月施行）や、障害者による文化芸術活動の推進に関する法（平成 30 年（2018 年）6 月施行）、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法（令和元年（2019 年）6 月施行）が法制化されました。

【障がい者手帳所持者数、精神科在院患者数、自立支援医療（精神通院）受給者数】

（令和 7 年（2025 年）3 月末時点）（単位：人）

手帳種別	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	合計	精神科在院患者数	自立支援医療（精神通院）
人数	371,667 (5,348)	109,356 (35,486)	135,916	616,939	14,160	230,485

※（ ）内は 18 歳未満（障がい児）の人数。精神障がい者保健福祉手帳は障がい児を含む。

※精神科在院患者とは府内（政令指定都市含む）の精神科病床を有する医療機関の入院患者（令和 6 年（2024 年）6 月末時点）

（府障がい者自立相談支援センター、府こころの健康総合センター、府保健医療室調べ、精神科在院患者数は府「精神科在院患者調査」による）

② 高齢化の進展

令和2年（2020年）国勢調査等によれば、府の高齢化率については、令和2年（2020年）の65歳以上人口比率は27.6%、75歳以上人口比率は14.6%で、全国の28.6%、14.7%より低くなっていますが、団塊の世代（昭和22～24年生まれ）の構成比が大きいいため、令和7年（2025年）には、75歳以上比率が17.3%になるとともに、令和17年（2035年）には、85歳以上比率が令和2年（2020年）の約2倍となる8.3%に急増するなど、今後も高齢化が進展する見込みです。

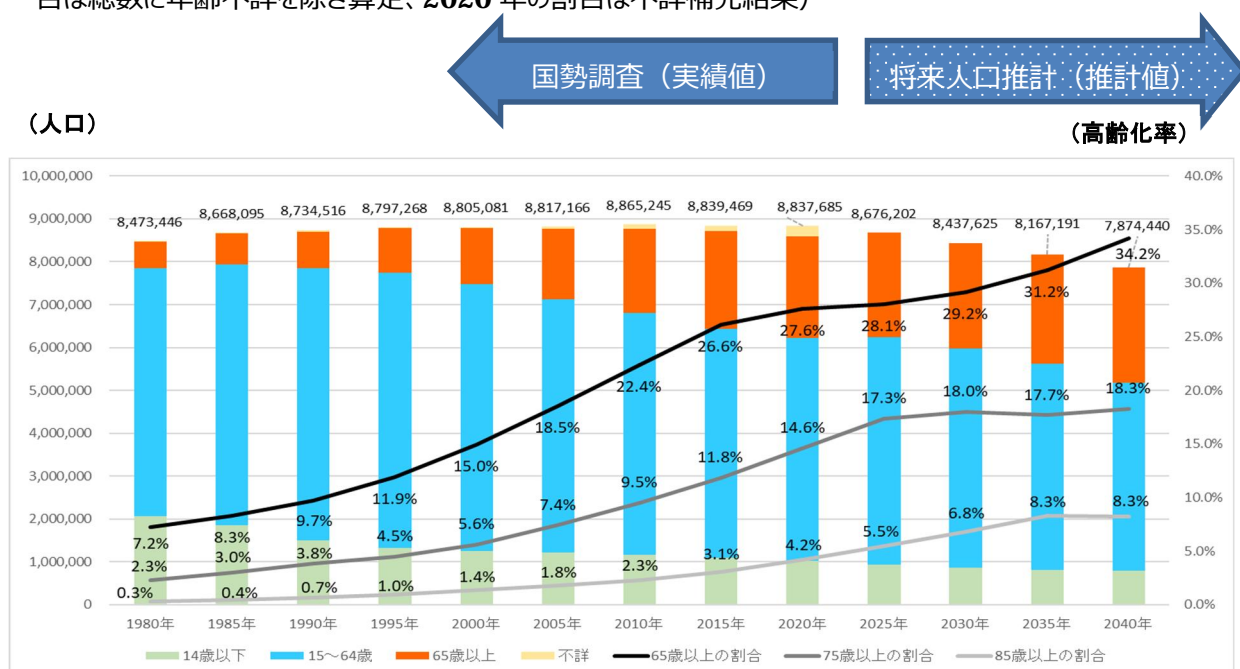
また、地域においては、コミュニティが希薄化し、地域活動を支える担い手の不足や高齢化などの問題も顕在化しています。

このような中、令和3年（2021年）4月に改正社会福祉法が施行され、市町村における包括的な支援体制の整備の具体化の一手法として、重層的支援体制整備事業が任意事業として創設されました。本事業は、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することにより、本人や世帯に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復させる個別支援と、多世代交流や多様な活躍の場を発掘・創出する地域づくりの両面から支援を行うことで、支援の効果を高め、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備していくことが期待されています。

また、急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等を鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、令和6年（2024年）1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。

【大阪府の高齢化率・高齢者数の推移】

※総務省「国勢調査」（1980年から2020年）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）12月推計）」（2025年～）を用いて府で作成（2015年までの割合は総数に年齢不詳を除き算定、2020年の割合は不詳補完結果）



③ インバウンドの増加

令和6年（2024年）の来阪外国人旅行者数は、コロナ禍からの回復に向けた施策の実施などもあり、1,409万人と過去最高記録を更新し、国内全体の約4割を占めるなど、インバウンドの増加が顕著となっています。

また、国際的な市場調査会社ユーロモニターインターナショナルが観光都市としての魅力を総合評価した「2025年トップ100都市デスティネーション・インデックス」では、大阪の総合評価が前年16位から11位に上がるなど、魅力的な都市であることが国内外から評価されています。

このような中、2025年には、大阪・関西万博の開催を契機に、文化芸術をはじめ様々な国際イベントが開催され、来阪外国人旅行者数などの各種観光データは過去最高水準を記録する見込みです。今後さらに、国内外から人々を惹きつけ、大阪の魅力をより一層楽しんでもらうためには、大阪・関西万博によって高まった都市プレゼンスやおもてなし力を万博レガシーとして継承し、大阪ならではの強みを生かした多彩なコンテンツを創出するとともに、地域と観光の両立への配慮などの取組を進めることが重要です。

④ 在留外国人の増加

令和7（2025年）6月時点での府における在留外国人（日本国籍を持っていない人で、3ヶ月以上の在留期間の在留資格を持っている人）は、約36万人であり、過去最高となっています。

我が国で生活する外国人との共生社会を実現するためには、外国人が適切に行政サービスを楽しみ、共に生きる社会の一員として包摂されるとともに、責任ある社会の構成員としての行動を促すことにより、外国人を含む全ての人が安全・安心に暮らすことができる社会を形成していく必要があります。

また、外国人との共生社会の実現は、外国人のためだけのものではなく、我が国全ての人が、企業、地域、ひいては社会全体の成長を促すものとして捉えていく必要があります。

さらに、めざすべき共生社会においては、外国人を含む全ての人が、それぞれが持つ多様性を異質なものと見做すのではなく、豊かさとしてお互いに個人の尊厳と人権を尊重することが必要です。この考え方は、めざすべき共生社会の基盤となるものであり、誰しもが個人の尊厳や人権を侵されることがあってはなりません。お互いに個人の尊厳と人権を尊重するには、全ての人が、共に社会をつくっていくことの必要性や意義に対する理解を深め、社会の一員としてルールを守ることが必要です。

（参考：「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和7年（2025年）6月6日一部変更「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」※各関係省大臣で構成の会議）

⑤ **SDGs** を踏まえた取組の推進

SDGs は、**2015** 年 **9** 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための **2030** アジェンダ」で設定された **2030** 年を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、**17** の目標と **169** のターゲットが定められています。

大阪は、大阪・関西万博の開催都市として、世界の先頭に立って **SDGs** に貢献する「**SDGs** 先進都市」をめざし「**Osaka SDGs** ビジョン」を策定し、様々なステークホルダーと連携のもと取組を進めています。本指針に基づく施策についても、関係機関等と連携しつつ、**SDGs** の観点を踏まえながら取組を進めていきます。

⑥ 「こどもまんなか社会」の実現をめざした取組の推進

子どもだけではなく大人も幸せであることはもちろんのこと、誰一人取り残すことなく、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもが個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるとともに、子どもや家庭が地域や企業・民間団体等も含めた社会全体から必要な支援を受けられるよう取組を進めていきます。

(2) 府におけるユニバーサルデザインの取組の経過

府では、これまですべての人が自らの意思で移動でき、だれもが暮らしやすい地域づくりをめざし、バリアフリーやユニバーサルデザインについて、各分野において様々な施策に取り組んでまいりました。

また、(1) の社会背景に加え、東京**2025**オリンピック・パラリンピックの開催や大阪・関西万博も見据え、平成**30**年（**2018**年）6月に大阪府ユニバーサルデザイン推進指針を策定し、府で実施している取組を、国の『ユニバーサルデザイン**2020**行動計画』をもとに「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインのまちづくり」の柱に整理し、横断的にユニバーサルデザインを推進してきました。

○ 大阪府福祉のまちづくり条例（平成5年（**1993**年）5月）

府では、すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を実現するため、平成5年に全国に先駆けて、「大阪府福祉のまちづくり条例」を施行しました。

その後、国における法整備が進み、現在では高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）と一体となって、安全で容易に利用できる建築物の基準を定めるなど、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進しています。

また、条例の理念や趣旨、法や条例に規定する基準等を記載し、施設の設計や維持管理時における配慮事項等をわかりやすくまとめた指針として、「福祉のまちづくり条例ガイドライン」を策定（平成**28**年（**2016**年）4月）し、府民・事業者に対し啓発を行ってきました。

さらに、大阪・関西万博で展開された先導的な基準や取組を踏まえ、フラッシュライトの設置義務化や小規模店舗への義務対象拡大等、バリアフリー基準の見直しを目的として、福祉のまちづくり条例の改正（令和7年（**2025**年）10月公布/令和8年（**2026**年）4月施行）を行うとともに、ガイドラインを改訂（令和8年（**2026**年）3月）し、「福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン」と名称変更を行った上で、カームダウン・クールダウンスペースなど記載内容の充実化、設計・計画段階から当事者参画を取り入れた事例の追加を行うなど、府域全域で施設のバ

リアフリー化を進めるための取組を展開しています。

参考：[バリアフリーガイドライン 本編](#)

[別冊「当事者参画によるバリアフリー取組事例集」](#)

[別冊「みんなが利用しやすいお店づくりに向けて」](#)

○ 大阪府障がい者差別解消条例（平成 28 年（2016 年）4 月）

「障がいを理由とする差別のない、共に生きる大阪の社会」をめざし、「大阪府障がい者差別解消条例」を施行し、令和 3（2021 年）4 月には、障害者差別解消法改正（令和 3 年（2021 年）5 月）に先駆け、事業者による合理的配慮の提供を義務化する等の改正をしました。

障がいを理由とする差別をなくすことは、誰もが使いやすいサービスや施設等の環境の整備につながり、結果的にすべての人にとって暮らしやすい社会となります。

府では、条例に基づき、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」等による啓発活動と、相談・紛争解決等の体制整備を両輪に取組を進めています。

○ 大阪府人権施策推進基本方針（平成 13 年（2001 年）3 月）

人権施策推進基本方針の中では、人権尊重の社会を実現するため、今後の府政推進の基本理念のひとつとして、「誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造」を掲げています。

人権という普遍的文化の創造とは、すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践することであり、またそのような生き方を可能にする社会的な環境や条件を整備することです。

たとえば、障がい者の人権問題に取り組む際に、障がい者に対する偏見など、意識のバリア（障壁）を取り除くとともに、物理的、制度的なバリアをなくすために、道路等に段差のないまちづくりや障がい者の社会参加を推進するための制度を整備する必要があります。障がい者にとってバリアを感じさせないまちは、すべての人にとって住みやすいまちとなり、社会の人権文化はそれだけ豊かになります。

この基本理念を踏まえ、人権尊重の社会をつくるために、府のすべての行政分野において、総合的な施策の推進に努めています。

○ 第 2 次大阪府教育振興基本計画（令和 5 年（2023 年）3 月）

本計画では、子どもたちが、互いを認め合う心を養い、時代の変化を乗り越え、将来を生き抜く力を身につけられるよう、「人生を自ら切り拓いていく人」「認め合い、尊重し協働していく人」「世界や地域とつながり社会に貢献していく人」を 3 つの『大阪の教育がはぐくむ人物像』として掲げています。

また、「自ら考え、他者と協働しながら学ぶ授業の推進」、「自他を尊重し、違いを認め合う意識・態度の育成」、「教員の人権感覚や人権意識の育成」などを重点取組として掲げ、大阪の子どもたち自身が豊かな未来を自ら切り拓き、持続可能な社会のつくり手となるよう取組を進めています。

○ 第 5 次大阪府障がい者計画（令和 6（2024 年）3 月）

府では、「障がい者計画」（障害者基本法第 11 条第 2 項）と「障がい福祉計画」（障害者の日常

生活及び社会生活を総合的に支援するための法第89条第1項）、「障がい児福祉計画」（児童福祉法第33条の22第2項）とを一体的に策定しており、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする「第5次大阪府障がい者計画」において、「全ての人間（ひと）が支えあい、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に据え、「障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持」「多様な主体の協働による地域づくり」「あらゆる分野における府全体の底上げ」「合理的配慮によるバリアフリーの充実」「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」の5つの基本原則に基づいて施策を進めています。

その中で、「地域共生社会」の実現に向け、その土台となる地域を育む施策の推進方向として、「だれもが暮らしやすい」地域づくりという側面からユニバーサルデザインの推進を掲げています。

（3）大阪・関西万博における取組

大阪・関西万博の誘致決定後、令和2年（2020年）3月に「万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョン」を大阪府・大阪市一体で策定し、「オール大阪」の羅針盤として目指すべき取組の方向性を示しています。そのビジョンのめざすべき方向性の1つとして、街中にユニバーサルデザインが浸透するとともに、「心のバリアフリー」が推進され、障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、誰もが安心・快適に暮らすことができる「世界トップレベルのバリアフリー（ハード・ソフト両面）を実現」と示されています。

① 大阪・関西万博会場内における取組

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会は、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等に関わらず、利用者にとって快適な環境整備を行うことを目的に、令和3年（2021年）9月に「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」を策定されました。

その後、すべての来場者にとって、より利用しやすい博覧会会場を実現するため、障がい当事者や学識経験者等の意見を参考に、令和4年（2022年）7月に、会場の施設整備の共通指標となるようガイドラインの改定を行われました。

さらに、会場の運営サービスに関する共通指標を示すため令和5年（2023年）7月に作成された「ユニバーサルサービスガイドライン」に基づき、開催者、パビリオンや営業施設等万博運営に携わるすべての従事者は、来場者サービス全般、展示、催事・演出、飲食・物販の運用を行われました。

令和7年（2025年）4月から10月の大阪・関西万博開催期間中は、こうしたガイドラインの下で、多目的レーンやバリアフリートイレ、多言語に対応するアプリ、感覚過敏や精神的な不安を抱える方のためのカームダウン・クールダウンルームの設置、視覚障がい者向け音声情報提供アプリやパーソナルモビリティによる移動支援等の会場内の整備・運営が図られました。

② 大阪・関西万博会場外における取組

大阪・関西万博の円滑な開催を支援することを目的として、令和4年（2022年）4月に大

阪府・大阪市合同で **2025** 年大阪・関西万博推進本部が設置し、その下に『万博会場外におけるユニバーサルデザインの導入』を検討課題としたユニバーサルデザイン部会が設置されました。

ユニバーサルデザイン部会では、令和4年（**2022**年）5月の障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法施行を受け、情報アクセシビリティの観点も含めた3つのめざすべき姿として、①誰もが快適に利用できる宿泊施設や観光・集客施設、飲食店の拡大、②情報アクセシビリティの確保をはじめとした事業者や府民理解の促進、③誰もが円滑に移動できるよう交通機関や道路等における環境整備を推進、を掲げました。

大阪・関西万博開催までに計4回部会を開催し、万博会場外におけるユニバーサルデザインの推進に向けて、新たに「観光施設における心のバリアフリー認定」の取得推進や、ベビーカーの外出応援啓発等の取組を行いました。

4. 府におけるユニバーサルデザインの取組

（1）取組方針

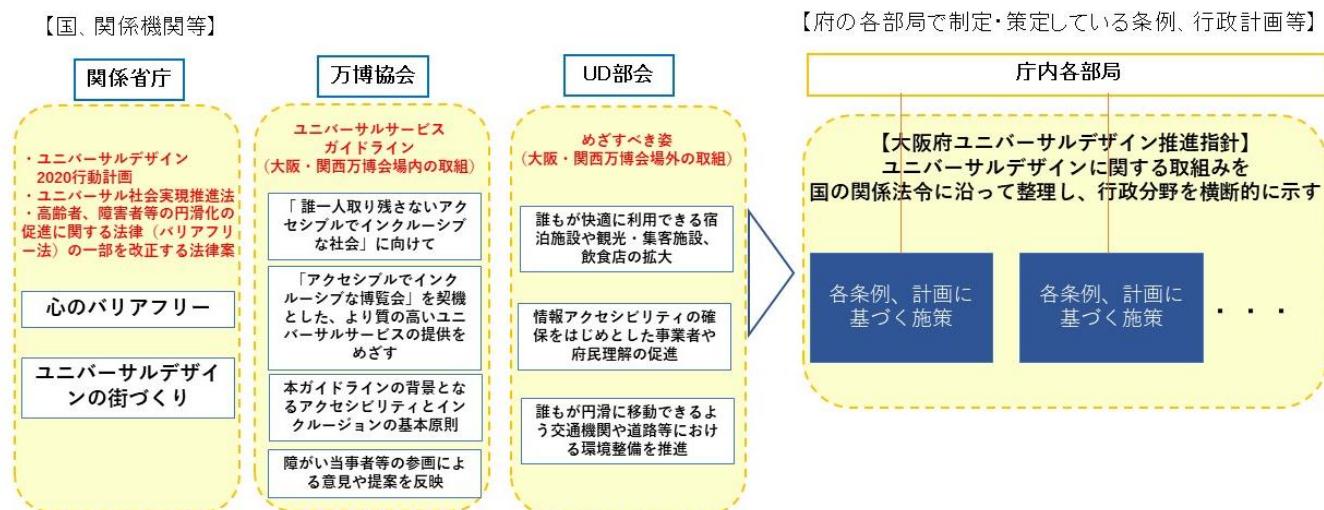
ユニバーサル社会実現推進法においては、「全ての国民が、障がいの有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を掲げ、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する社会の実現に向けて施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としています。

また、地方公共団体の責務として、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することとされており、これは、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインのまちづくり」の柱に沿って整理し、行政分野を越え横断的にとりまとめ示してきた本指針と主旨を一にするものです。

そこで、本指針は、策定時に引き続き、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインのまちづくり」を継承しつつ、ユニバーサルデザイン部会において掲げた3つのめざすべき姿

- ①誰もが快適に利用できる宿泊施設や観光・集客施設、飲食店の拡大
- ②情報アクセシビリティの確保をはじめとした事業者や府民理解の促進
- ③誰もが円滑に移動できるよう交通機関や道路等における環境整備を推進も踏まえ、「心のバリアフリー」について情報アクセシビリティの理念を包含するよう明確化した上で、府における取組を新たに整理し、行政分野を越え横断的にとりまとめています。

【イメージ図】



「ユニバーサルデザイン社会・大阪」を実現するためには、府民の日常生活をはじめ、経済活動や社会システムなどすべてにおいて、ユニバーサルデザインの考え方が浸透し、様々な営みに反映される必要があります。今後の本指針の推進にあたっては、このような考え方や大阪・関西万博において展開された取組やレガシーとなる取組を踏まえ、府全体に広げていけるよう、オール府庁でユニバーサルデザインの取組を進めていきます。

① 国、市町村、関係団体等との連携

国や市町村において、それぞれの役割と権限のもと取り組まれている施策、また、企業やNPO等の取組とも連携し、府施策の効率的かつ効果的な実施をめざします。

② 理解の促進

ユニバーサルデザインの考え方が示す多様性の許容や、共生社会づくりの方向性を社会全体で共有できるよう、府民の理解促進に努めます。また、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあう「心のバリアフリー」を社会全体で推進するとともに、「心のバリアフリー」への理解を深めるための取組に努めます。

(2) 具体的な取組

【府における基本的な指針と具体的な取組】

項目	内容
心のバリアフリー	すべての人々が、相互に理解を深め、支え合うことができるよう、情報アクセシビリティを確保する等、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組を、学校、企業、地域及び国民全体、そして障がいのある人による取組に分けてとりまとめたもの。
ユニバーサルデザインのまちづくり	公共交通機関や道路、建物などまち・施設のユニバーサルデザイン化、ICTなどの技術も活用したきめ細やかな情報発信・行動支援など、誰もが安心して快適に過ごすことができるまちづくりの実現に向けた施策をとりまとめたもの。

1 心のバリアフリー

項目	基本的な指針	具体的な取組
I 学校教育におけるユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・「心のバリアフリー」に向けて取り組んできた学校の好事例を踏まえた上で、幼児期から青年期の発達段階に応じて、かつ、切れ目なく「心のバリアフリー」の教育を展開する。 ・共生社会に向けて、多様性を理解し、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養うべく、指導の方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者への新学習指導要領の伝達 ・関係者への「わかる・できる」授業や「通常の学級における発達障がい等支援事業」の周知 ・関係者への保育所保育指針等の伝達 ・障がい者理解推進事業の実施 ・特別支援教育コーディネーターの養成 ・幼稚園・認定こども園教職員への指導助言 ・教員へのバリアフリーに関する研修の実施 ・保育士等へのバリアフリーに関する研修の実施 ・「交流及び共同学習推進事業」の実施 ・ICTを活用した支援 ・府立高校における通級指導教室の設置 ・特別支援学校教諭免許の保有率向上への取組
II 企業・行政等におけるユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化が進行する現代にあって、企業が競争力を向上させ、更なる成長を遂げていくには、多様な価値観に向き合っていく必要がある。そのため、障がいのある人を含め多様な人材を活かし、その価値観を取り込んだ企業活動を展開することが重要である。更に、障がいのある人の価値 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者週間を中心とした啓発事業の実施 ・「公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修」の実施 ・各職階における職員研修の実施 ・障がいを理由とする差別の解消に向けた取組 ・医療機関に対する国・府ガイドラインの周知 ・障がい者等が医療サービスを円滑に受けるため

	<p>観を商品開発等の企業活動へ取り込むことでこれまでにない技術革新を生み、日本企業の新たな強みを創出することにもつながる。</p> <p>・交通・観光・外食等を含めた幅広い分野の企業が、身体障がい（聴覚・視覚・内部障がい、肢体不自由等）、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）等様々な障がいのある人（身体障がい者補助犬を同伴する人を含む）が活躍しやすい環境づくりに向けて、経営者から現場の社員まで、一体となって「心のバリアフリー」に取り組むことが期待される。</p>	<p>の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や医療スタッフの理解を深めるための取組 ・発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保 ・障がい者地域医療ネットワークの推進 ・大阪府内地域リハビリテーションの推進 ・障がい者医療等の推進による自立支援 ・高次脳機能障がい者への支援 ・障がい者雇用に向けた支援 ・精神障がい者の社会参加の促進 ・障害者就業・生活支援センター及び就労定着支援事業の機能強化 ・障がい者の就労継続を応援する「互助型システム」の構築 ・起業支援の充実 ・就労移行支援事業所の機能強化 ・障がい者の農業分野での就労支援 ・「観光施設における心のバリアフリー」認定の推進
<p>Ⅲ 地域におけるユニバーサルデザイン</p>	<p>・共生社会を真の意味で実現していくためには、生活のあらゆる場面で、障がいのある人もない人もお互いに「心のバリアフリー」を体現していなくてはならない。</p> <p>・そのためには、障がいのある人が生活する地域において、そこに住む人々とのつながりを通じた、切れ目のないかつ持続可能な取組が展開される必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者週間を中心とした啓発事業の実施 ・発達障がいに対する理解促進 ・高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発 ・「避難行動要支援者名簿」の作成及び活用等の支援 ・人権相談事業の実施 ・こどもファスト・トラック
<p>Ⅳ その他</p>	<p>・学校や企業に属さない、また、地域の取組に興味関心の薄い層等にも働きかける必要がある。</p> <p>・共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるためには、障がいのある人自身やその家族が、「障がいの社会モデル」を踏まえて自らの障がいを理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることが重要であり、そのために障がいのある人自身やその家族を支</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無を問わない全てのスポーツの認知度向上 ・障がい者スポーツの推進 ・オリンピック・パラリンピック教育の推進 ・大阪府立支援学校スポーツ推進会議の設置 ・大阪府立障がい者交流促進センターの運営 ・大阪府立稲スポーツセンターの運営等 ・障がい者スポーツ指導者の養成等 ・大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣等 ・スポーツに親しむ機会の提供

	<p>援することも必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・府民の人権意識の高揚 ・障がい者週間を中心とした啓発事業の実施（再掲） ・発達障がいに対する理解促進（再掲） ・高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発（再掲） ・知事会見の取組 ・府政に関する情報を障がい特性に配慮して府民に提供 ・視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等 ・ピアカウンセリングの普及
--	---------------------	--

2 ユニバーサルデザインのまちづくり

項目	基本的な指針	具体的な取組
<p>I 公共交通機関や道路等のユニバーサルデザイン化</p>	<p>・高齢者、障がいのある人、妊婦や子ども連れ等、様々な移動制約を抱える人がスムーズに移動でき、訪れ暮らしやすいまちづくりのため、航空、鉄道、バス、タクシーといった公共交通機関だけでなく、駅周辺も含めた連続的かつ面的なエリア全体でのユニバーサルデザイン化を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー法に基づく基本構想等の作成・見直しの促進 ・鉄道駅のバリアフリー化の促進 ・鉄道駅の可動式ホーム柵設置 ・府が管理する特定道路の整備 ・視覚障害者用付加装置等の整備推進 ・反射材料を活用した道路標識・標示等の整備推進 ・車いす使用者用駐車場の適正利用の促進 ・ユニバーサルデザインタクシーの普及促進 ・まちのバリアフリー情報の提供
<p>II 建物など施設のユニバーサルデザイン化</p>	<p>・誰もが快適に利用できるよう、バリアフリー法や府福祉のまちづくり条例等に基づく施設整備基準により、鉄道駅ターミナルや複合施設など、交通施設・建築施設のユニバーサルデザイン化を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法及び条例に基づく建築物のバリアフリー化の促進 ・バリアフリーガイドラインの普及啓発 ・ホテル・旅館のバリアフリー改修や先導的なバリアフリー設備等に対する支援 ・法及び条例に基づく道路や公園等のバリアフリー化 ・観光公衆トイレの洋式化等に対する補助の実施 ・建造物や史跡等のバリアフリー化の府内市町村、所有者への周知、働きかけ ・文化庁が行うバリアフリー事例集作成への協力 ・介護テクノロジーの導入補助等による最先端技術を活用した誰もが利用しやすい施設のユニバーサルデザイン化の推進
<p>III ICTなどの技術も活用したきめ細やかな情報発信・行動支援</p>	<p>・誰もが自立して移動し更に施設などを利用できる環境を整備するためには、人的支援に加えて、必要な情報を分かりやすく提供することが不可欠である。従前の案内表示や情報提供を充実していくことに加え、ICT等を活用し、人々が身体的特徴等それぞれの制約に応じた情報を収集できるなど環境整備を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートモビリティの普及促進 ・まちのバリアフリー情報の提供（再掲） ・施設情報のオープンデータ化の推進 ・先端技術によるボーダレスアート鑑賞 ・翻訳アプリ等の言語のバリアフリー

(3) 進行管理

本指針の進行管理については、「ユニバーサルデザイン推進指針庁内連絡会議」を設置し、各部局の取組の進捗状況を共有・意見交換を行います。

(参考)

■ユニバーサルデザインの具体的な施策

●[大阪府ユニバーサルデザイン施策一覧](#)

現在各部局で実施している取組について、点検・整理しています。大阪・関西万博会場で披露された人間洗濯機等の先端技術を含む介護テクノロジーや障がい児者の社会参加に資するテクノロジーの活用等、大阪・関西万博の開催をレガシーとして実施する取組を追記しています。

●[大阪・関西万博を踏まえたユニバーサルデザイン推進に係る取組](#)

大阪・関西万博の開催に向け準備した大阪・関西万博推進本部の専門部会（ユニバーサルデザイン部会）の取組を成果としてまとめています。

●[大阪・関西万博取組事例集](#)

大阪・関西万博会場内における公益社団法人 **2025** 年日本国際博覧会協会及び大阪ヘルスケアパビリオンの取組を参考事例として掲載しています。